

# 豊島区 介護保険課 集団指導

対象事業所：地域密着型通所介護

豊島区 福祉部 介護保険課 事業者指導・監査グループ

# 本集団指導の概要

1. 集団指導について

2. 運営指導について

3. 運営指導で指摘を行った項目について

4. 報酬改定事項等について

# 1. 集団指導について

## 集団指導の目的

介護サービス事業者の皆様へ、以下を周知徹底し…

介護給付等対象サービスの取扱い

介護報酬の請求等に関する事項

適正なサービス提供

適正な介護報酬の請求

以上の達成を目指します。

# 1. 集団指導について

## 集団指導の概要



介護保険法 第23条

豊島区介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱

上記を根拠として、集団指導を実施いたします。

## 集団指導でお伝えすること

- ・運営指導で指摘を行った項目について
- ・介護報酬改定等、特にお伝えしたいポイント

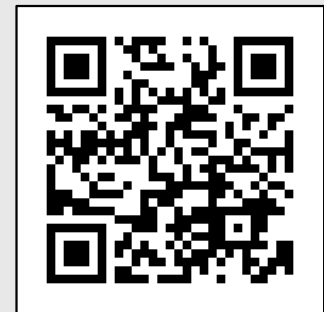
# 2.運営指導について

## 運営指導の対象事業者の選定方針

- ア 前回の運営(実地)指導から一定の期間が経過した事業所
- イ 開設後、運営(実地)指導未実施の事業所
- ウ 過去の運営(実地)指導において、指摘事項の改善が図られていない事業所
- エ 苦情等が多く寄せられている事業所

★ 原則として、運営指導実施日の1ヵ月前までに運営指導の実施通知を郵送します。

➡ 運営指導の詳細な流れは、実施通知および区公式ホームページ(右QRコード)でご案内いたします。



# 2.運営指導について

## 運営指導における重点項目

### (1) 人員基準

人員基準に定める職員の資格および員数を満たしているか。

### (2) 運営基準：全サービス共通

ア 管理者は事業所の管理や従業者等への指揮命令を適切に行っているか。

イ 事業所の従業者等に係る記録が適切に整備されているか。

ウ アセスメントやモニタリングを適切に実施し、その記録を残しているか。

エ 高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための虐待防止検討委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び担当者の配置を適切に行っているか。

オ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)が不適切に行われていないか。

カ 感染症や非常災害発生時に備えた業務継続計画を策定し、研修及び訓練を定期的実施しているか。

# 2.運営指導について

## 運営指導における重点項目

(2)運営基準：指定地域密着型サービス事業所及び指定居宅サービス事業所  
ア 居宅サービス計画に基づいたサービスが提供されているか。

### (3)介護報酬関係

介護報酬算定に関する告示を適切に理解した上で、加算・減算等の基準に沿って介護報酬が請求されているか。

### (4)前回の運営(実地)指導の経過

前回の運営(実地)指導時に改善報告がある場合は、その事項が改善されているか。

# 3.運営指導で指摘を行った項目について

以下に、運営指導を実施する上で基準となる条例や施行規則等をお示しします。

## 人員・運営等の基準

- ▶豊島区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成25年3月25日豊島区条例第12号）
- ▶豊島区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例施行規則（平成25年3月25日豊島区規則第20号）
- ▶豊島区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例施行要領（平成27年9月16日27豊保介発第1642号）

この3つの基準を項目ごとに比較参照できるように三連表を作成しています。

【豊島区役所HP】

<https://www.city.toshima.lg.jp/201/2111151609.html>

# 3.運営指導で指摘を行った項目について

## 介護報酬等の基準

- ▶指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準  
(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)
- ▶指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び  
指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する  
基準の制定に伴う実施上の留意事項について  
(平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・  
老老発第0331018号)
- ▶厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)

# 3.運営指導で指摘を行った項目について

本ページ以降の項目は、令和7年度に地域密着型通所介護を対象とした運営指導における指摘事項をピックアップしたものです。

## 生活相談員の勤務時間が不足している

### 基準の原則

生活相談員の勤務延時間数が、事業所の定めるサービス提供時間数以上になるよう配置する必要があります。

### 今回確認された不備

サービス提供時間帯における「生活相談員の勤務延時間数」が、提供時間数に達していませんでした。

### 判定式

サービス提供日ごとに確保すべき生活相談員の勤務延時間数  $\geq$  サービス提供時間数

【根拠：区条例第60条の3、施行要領第三の二の二の1(1)④】

# 3.運営指導で指摘を行った項目について

## 機能訓練指導員の配置が確認できない

### 基準の原則

指定地域密着型通所介護事業所の員数について、機能訓練指導員は1以上の配置が必要となります。

### 今回確認された不備

運営指導で点検した月について、機能訓練指導員が配置されていませんでした。

【根拠：区条例第60条の3、施行要領第三の二の二の1(1)】

# 3.運営指導で指摘を行った項目について

居宅サービス計画に沿った地域密着型通所介護の提供がされていない

## 基準の原則

居宅サービス計画が作成されている場合は、それに沿った指定地域密着型通所介護を提供することが必要です。

## 今回確認された不備

以下に例示するように、居宅サービス計画に沿った指定地域密着型通所介護を提供していない事例がありました。

## 具体例

- ・居宅サービス計画に口腔・栄養スクリーニング加算の位置付けがないが、サービスを実施していました。
- ・居宅サービス計画に位置付けのない褥瘡の処置を行っていました。

【根拠：区条例第18条、施行要領第三の一の4(9)】

# 3.運営指導で指摘を行った項目について

居宅サービス計画に沿った地域密着型通所介護計画が作成されていない

## 基準の原則

地域密着型通所介護計画は、居宅サービス計画の内容に沿って作成することが必要です。

## 今回確認された不備

以下に例示するように、居宅サービス計画に沿って地域密着型通所介護計画が作成されていない事例がありました。

## 具体例

- ・居宅サービス計画には食事提供の位置付けがありますが、地域密着型通所介護計画には記載がありませんでした。
- ・居宅サービス計画に位置付けられた入浴の曜日と地域密着型通所介護計画の入浴の曜日が異なっていました。

【根拠:区条例第60条の10第2項、施行要領第三の二の二の3(3)③】

# 3.運営指導で指摘を行った項目について

## 地域密着型通所介護計画の作成が不十分・誤りがある

### 基準の原則

地域密着型通所介護計画には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載して作成する必要があります。

### 今回確認された不備

以下に例示するように、地域密着型通所介護計画の作成が不十分もしくはアセスメントの結果を踏まえた作成が行われていない事例がありました。

### 具体例

- ・3つの異なるサービス区分【6時間以上7時間未満】【7時間以上8時間未満】【8時間以上9時間未満】でサービス提供が行われていましたが、地域密着型通所介護計画に記載されていたプログラムは【6時間以上7時間未満】のみでした。
- ・利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえずに(アセスメントを実施せずに)、地域密着型通所介護計画を作成していました。このケースでは、地域密着型通所介護計画作成後に、アセスメントを実施していました。

【根拠：区条例第60条の10第1項、施行要領第三の二の二の3(3)②】

# 3.運営指導で指摘を行った項目について

地域密着型通所介護計画に基づいたサービスが提供されていない

## 基準の原則

指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う必要があります。

## 今回確認された不備

以下に例示するように、地域密着型通所介護計画に基づいたサービスが提供されていない事例がありました。

## 具体例

- ・地域密着型通所介護計画には位置付けのない食事が提供されていました。
- ・地域密着型通所介護計画の入浴日とサービス提供記録の入浴日が異なっていました。

【根拠：区条例第60条の9第3号、施行要領第三の二の二の3(2)①】

# 3.運営指導で指摘を行った項目について

提供した具体的なサービス内容の記録がない

## 基準の原則

指定地域密着型通所介護事業者は、サービスを提供した際には、提供した具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する必要があります。

## 今回確認された不備

以下に例示するように、提供したサービス内容の記録がない事例がありました。

## 具体例

- ・サービス提供の記録(個別記録)には、実際には行われていたビデオ体操について、提供した記録がありませんでした。
- ・実際には提供していない送迎サービスが記録されていました。

【根拠:区条例第21条第2項、施行要領第三の一の4(12)②】

# 3.運営指導で指摘を行った項目について

## 入浴介助加算について

### 基準の原則

「居宅での入浴自立」を目指し、以下を一体的に実施します。

居宅訪問・評価：医師等が居宅の浴室環境と動作を評価します。

個別計画：評価に基づき、多職種連携で入浴計画を作成します。

環境再現・介助：個浴等、居宅に近い環境で自立支援に資する介助を行います。

### 今回確認された不備の例

- ・医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していませんでした。
- ・浴室における利用者の動作及び浴室の環境等の把握を家族からの聞き取りで行っていました。
- ・居宅の浴室における利用者の動作、浴室の環境等を適切に評価していませんでした。
- ・浴室の環境及び利用者の動作の記録が不十分でした。
- ・地域密着型通所介護計画内に記載した入浴計画が適切ではありませんでした。
- ・入浴計画に基づき、利用者の居宅の状況に近い環境で、入浴介助を行っているか記録上確認できませんでした。

【根拠：告示別表2の2注13(2)、留意事項第2の3の2(10)イ】

# 3.運営指導で指摘を行った項目について

## 送迎を行わない場合の減算

### 基準の原則

利用者が自ら事業所に通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者が利用者の居宅と指定地域密着型通所介護事業所との間の送迎を実施していない場合は、減算の対象となります。

### 今回確認された不備の例

- ・宿泊サービスを利用したため、実際には送迎を行なっていませんでしたが、送迎記録では、送迎した扱いとなっていました。
- ・送迎表の記録には、到着の欄に「家族送迎」と記載されていましたが、サービス利用明細書を確認したところ送迎の減算が行われていませんでした。

【根拠：告示別表2の2注29、留意事項第2の3の2(23)】

# 3.運営指導で指摘を行った項目について

重要事項がウェブサイトに掲載されていない

## 基準の原則

指定地域密着型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載する必要があります。

## 今回確認された不備

「重要事項」及び「当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要」をウェブサイトに掲載していませんでした。

【根拠：区条例第35条第3項、施行要領第三の一の4(25)①】

# 4.報酬改定事項等について

## 令和6年度改正の主なポイント①

### ▶管理者の兼務

同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨が明確化されました。

### ▶業務継続計画未策定事業所に対する減算

所定単位数の100分の1を減算

→減算にならないためには、業務継続計画の策定、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずることが必要です。

### ▶高齢者虐待防止の推進(高齢者虐待防止措置未実施減算)

所定単位数の100分の1を減算

→対策を検討する委員会の定期的開催、指針の整備、定期的な研修(年1回以上)を実施、担当者の選定が必要です。

# 4.報酬改定事項等について

## 令和6年度改正の主なポイント②

### ▶認知症加算の見直し

- ・利用者に占める認知症の方の割合に係る要件が緩和されました。
- ・認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議の定期的な開催が必要になりました。

### ▶入浴介助加算の見直し

- ・入浴介助に関わる職員に対する入浴介助に関する研修等を実施することが必要となりました。(入浴介助加算Ⅰ・Ⅱ)
- ・「医師等による、利用者宅浴室の環境評価・助言」について、医師等に代わり、介護職員が訪問し、医師等の指示の下、ICT機器を活用して状況把握を行い、医師等が評価・助言する場合も算定が可能となりました。(入浴介助加算Ⅱ)

### ▶個別機能訓練加算(Ⅰ)□の人員配置要件の緩和

個別機能訓練加算(Ⅰ)イの配置(専従1名以上配置(配置時間の定めなし))に加え、合計で2名以上の機能訓練指導員を配置している時間帯において算定が可能となりました。

# 4.報酬改定事項等について

## 令和6年度改正の主なポイント③

### ▶改正の詳細

以上のスライドで記載したポイントは、主なものの抜粋で内容についても簡略化してあります。

詳細については、必ず厚生労働省のホームページ及び豊島区ホームページ等で確認してください。

### 【参考】

厚生労働省 「令和6年度介護報酬改定について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38790.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html)

豊島区

健康・医療・福祉 > 介護保険・サービス > 介護保険 > 介護サービス  
事業者向け情報 > 集団指導

<https://www.city.toshima.lg.jp/199/2601291628.html>

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する三連表

<https://www.city.toshima.lg.jp/201/2111151609.html>

豊島区 介護保険課 事業者指導・監査グループ

TEL:03-3981-1474

FAX:03-3981-6208